

2023年2月27日

都道府県ホッケー協会 御中  
ホッケージャパンリーグ 御中  
日本社会人ホッケー連盟 御中  
日本学生ホッケー連盟 御中  
全国高等学校体育連盟ホッケー専門部 御中  
マスターズ部会 御中  
中学校部会 御中  
スポーツ少年団部会 御中  
各ブロック、各都道府県競技長・審判長 各位

公益社団法人 日本ホッケー協会  
事業本部競技運営部 部長 千野 雅人

## ユニフォームに表示するメーカー識別標章の大きさについて（再通知）

平素より多大なるご支援をいただき誠にありがとうございます。

さて、ユニフォームに表示するメーカー識別標章（メーカー名又は製造メーカーロゴマーク）の大きさについて、2021年4月20日付けで通知しておりますが、2023年3月31日をもちまして、経過措置期間が終了致しますので、再度通知いたします。

ユニフォームを新たに作る際は、このことを十分配慮し、新調して下さい。関係各位におかれましては、ご理解をいただき、周知及び対応いただきますようよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 通知内容

メーカー識別標章（以下「マニファクチャーロゴ」という）の表示について、FIHの規程に従い、シャツ、パンツ/スカート/スコートについては、それぞれに一箇所かつ、面積が30 cm<sup>2</sup>以下としなければならない。また、ソックスについては、左右それぞれに一箇所かつ、面積が10 cm<sup>2</sup>以下となければならない。また、製品に使用されている技術的な商標ロゴについては、面積が10 cm<sup>2</sup>以下で1箇所とする。

ロゴの大きさが既定の大きさに収まらない場合は広告とみなし、ユニフォーム規程に沿って広告掲載の手続きを行うものとする。

国民体育大会等、別途規程が定められている場合には、そちらが優先される。

#### 2. 適用開始日

2021年4月20日

（2023年3月31日までを経過措置期間としておりました）

#### 3. その他

- ・全国大会の予選に当てはまらない大会については適用外とする。
- ・ユニフォーム規程における広告については、国際規定及び国内他競技団体の規定等を踏まえて、適応するものとする。
- ・チーム代表者会議でマニファクチャーロゴを確認し不適合と思われるものについては、マスキング等の処置をして、出場するものとする。
- ・不明点等がありましたら下記までお問い合わせ下さい。

#### 【お問合せ先】

公益社団法人日本ホッケー協会

事業本部競技運営部 担当 栗原 崇

E-mail : [technical-com\\_jha@outlook.jp](mailto:technical-com_jha@outlook.jp)